

7. その他予防原則文書等を含め、 リスクアセスメントの扱いとクライテリア

予防(原則)関連文書	発表年月	リスクの概念	•	Precautionary	立証責任の	蒲文
			セスメント	Principle	記述	
WHO健康保護の予防的枠組 み(案)	2003.5	基づく	基礎とする	用いず(解説あり)	記述なし	a
US大統領諮問委員会*	1997	基づく	基礎とする	用いず	記述なし	b
EUコミュニケーションペーパー	2000.2	基づく	基礎とする	用いる	記述あり	С
ウィングスプレッド会議の声明	1998.1	含まず	基礎としない	用いる	記述あり	d
ローウェル会議の声明	2001.9	部分的に含む	基礎としない	用いる	記述あり	е
サンフランシスコ法令(案)	2003.3	含まず	基礎としない	用いず	記述あり	f
カリフォルニア州環境正義 (案)	2003.7	基づく	基礎とする	用いず	記述なし	æ
カナダ政府	2003.7	基づく	必ずしも基礎と しない	approachと同義	あり(企業と 政府)	h

- stakeholdersとの関わり方の記述はすべての文書にある.
- cost-benefit(effective)の議論がないのはd、eである.
- *予防の記述はない